

名張市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

1. 条例制定の趣旨及び背景等

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年4月1日から保育所等に通園していない0歳6か月から3歳未満の児童を対象に、一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が導入されます。

本市では、乳児等通園支援事業の実施に伴い、同事業の実施事業所に対する本市の設備及び運営に係る基準を定めるため、名張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を本年9月定例議会において制定したところですが、改正後の子ども・子育て支援法では利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定められており、市町村は、給付費の支給のための確認手続を行うため、先の条例に加え、本市の確認基準についての条例を制定する必要があります。

この度、当該条例に関し、国の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」が示されたことから、本市においても同基準を踏まえ、名張市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものです。

2. 条例の制定内容

条例の制定においては、実情に応じて国と異なる基準とする特段の理由はないことから、国の基準と同内容とすることとします。（本資料の作成時における最新（令和7年10月10日時点）の国の基準（案）を基にしています。）

- (1) 本条例の趣旨に関すること。
- (2) 特定乳児等通園支援事業者の一般原則に関すること。
- (3) 利用定員に関する基準に関すること。
- (4) 子ども並びに保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談に関すること。
- (5) 特定教育・保育施設等との連携に関すること。
- (6) 乳児等支援給付費の支給、支払、額の通知等に関すること。
- (7) 特定乳児等通園支援の取扱方針、評価に関すること。
- (8) 相談及び援助に関すること。
- (9) 緊急時等の対応、事故発生の防止及び発生時の対応に関すること。
- (10) 乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知に関すること。
- (11) 運営規程、勤務体制の確保等に関すること。

(12) 利用定員の遵守、平等取扱いの原則、虐待等の禁止、秘密保持等特定乳児等通園支援事業所の職員等が守るべき事項に関すること。

(13) 会計の区分に関すること。

(14) 電磁的記録等に関すること。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

4. 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業で、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「乳児等のための支援給付」として令和8年4月1日から全国で一斉に開始される事業のことです。

実施目的	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。
利用対象者	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの子ども（就労状況は問いません。）
利用対象者の認定	利用者からの申請に対し、居住する市町村が認定
利用時間	1か月につき、10時間までの時間単位
利用料	子ども1人につき、1時間300円程度（事業所が徴収）
利用方法	事業所との直接契約。利用に当たっては国の予約システムを活用
実施予定施設	保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設等

5. 事業実施に係るスケジュール（令和7年11月時点）

令和7年9月 認可基準条例の制定

（名張市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）

事業者の募集

（認定こども園3、保育園1、小規模保育施設3、事業所内保育施設1の計8施設が応募し、全て「余裕活用型」での事業実施を予定）

11月 事業実施に係る各種規定の整備

12月 確認基準条例の制定

（名張市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例）

名張市子ども権利委員会への報告

令和8年1月 認可・確認手続

2月 市民への周知、利用対象者の認定手続

4月 利用開始